

熊本県公報

第 1 1 0 0 0 号
平成 15 年 6 月 30 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 豊表の格付けの期日及び場所の廃止……………(農 産 課) 1
- 豊表の格付けの期日及び場所の指定……………(") 1
- 熊本県少年保護育成条例第 12 条の 3 に規定する処分の基準等に関する要項……………(交通安全・青少年課) 1

公 告

- 熊本県卸売市場条例に基づく出資金の変更届出……………(農業団体金融課) 7
- 熊本県病院事業業務状況の公表……………(精神保健福祉課) 7

登 載 依 頼

- 海区漁業調整委員会委員の直接連署基準数の告示……………(選挙管理委員会) 16

告 示

熊本県告示第 698 号

平成 13 年 7 月 2 日熊本県告示第 553 号 (豊表の格付けの期日及び場所の指定) は、平成 15 年 6 月 30 日をもって廃止する。
平成 15 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 699 号

熊本県豊表格付条例施行規則 (昭和 48 年熊本県規則第 62 号) 第 2 条の規定により豊表の格付けの期日及び場所を次のように指定し、平成 15 年 7 月 1 日から適用する。
平成 15 年 6 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

格 付 け の 期 日	格 付 け の 場 所
毎週月曜日 (午前 8 時 30 分から正午まで)	八代地域農業協同組合 竜北町支所竜北豊表集荷所 八代郡竜北町鹿島 1254-4
毎週火曜日 (午後 3 時 30 分から午後 5 時まで)	八代地域農業協同組合 千丁町支所古閑出豊表集荷所 八代郡千丁町古閑出 2099-1
毎週水曜日 (午後 3 時 30 分から午後 5 時まで)	八代地域農業協同組合 龍峯支所龍峯豊表集荷所 八代市岡町谷川 944
毎週木曜日 (午後 3 時 30 分から午後 5 時まで)	八代地域農業協同組合 千丁町支所千丁豊表集荷所 八代郡千丁町新牟田 318
毎週金曜日 (午前 8 時 30 分から正午まで)	八代地域農業協同組合 千丁町支所古閑出豊表集荷所 八代郡千丁町古閑出 2099-1

熊本県告示第 700 号

熊本県少年保護育成条例第 12 条の 3 の規定に基づく処分の基準等に関する要項を次のように定める。